

# 兵庫県立須磨友が丘高等学校

## 生徒活動振興会会則

### (目的)

第1条 本会は生徒の心身ともに健全な育成をはかるために、生徒の部活動等の全般的な振興と教育環境の整備推進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第2条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 課外の部活動に要する費用に対する支援
- (2) 教育用備品、書籍その他教育環境の整備に要する費用に対する支援
- (3) 生徒の学校行事への円滑な参加に要する費用に対する支援
- (4) 学校の諸活動に関する記録に要する費用に対する支援
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (運営)

第3条 本会の運営は育友会常任理事会がその任にあたる。

- (1) 本会の運営にあたっては、育友会顧問と協議のうえ、これを行うものとする。
- (2) 本会の運営については、この会則に定めのある場合を除き育友会会則に準じこれを行うものとする。

### (予算・決算及び会計年度)

第4条 本会の予算は、育友会理事会の議決を経て、育友会総会の承認を受けなければならない。

- (1) 本会の決算は、育友会会計監査による監査を経て、育友会理事会及び総会の承認を受けなければならない。
- (2) 本会会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

### (収入及び会費)

第5条 本会の収入は育友会会員からの会費及び育友会特別基金会計からの繰入金をもってこれに充てる。

- (1) 前項の会費は、一生徒を単位として一万円とし、入学時に納入する。

### (その他)

第6条 本会則に定めない事項については育友会理事会で、その都度協議し、運営する。

### 附則

- ① 本会則の改正は、平成11年5月15日より施行する。
- ② 平成18年4月29日 一部規約改正